

## 令和7年度 山梨県子どもの学習・生活支援事業仕様書

### 1 事業目的

「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、行政機関や福祉団体、地域住民等と連携・協働しながら、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援を行い、学習意欲を高め、学力の向上等を図るとともに、居場所の提供等を行い、日常生活習慣の形成や社会性の育成等を図ることをもって、子どもの貧困の連鎖を防止することを目的とした「子どもの学習・生活支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 3 事業対象地域

山梨県内の町村とする。実施箇所は1町村1箇所を原則とするが、支援対象者の申込状況（地域性、学校区等）に応じて、県、受託者、実施町村で調整して実施するものとする。

### 4 支援対象の要件

県内町村に居住する次の世帯の中学生及び高校生とし、一部の事業については、状況に応じてその保護者も対象とする。また、支援対象者の小学生を含むそのきょうだいや友人、中途退学又は未進学等により学校に在籍していない子どもや、家計急変世帯の子ども等、県や実施町村が必要と認める場合には、本事業の支援対象とすることができる。

- （1）生活保護受給世帯
- （2）就学援助制度利用世帯
- （3）ひとり親世帯
- （4）現在の学習や生活の状況に困りごとがあり、参加を希望する世帯
- （5）その他、県や町村で学習及び生活の支援が必要と認める世帯

### 5 支援対象者数

3の地域において、県が想定する支援対象者数は別紙「令和7年度支援対象者見込数」のとおりであるが、想定を上回るまたは下回る場合には、県、該当町村、受託者、支援対象者（保護者含む）で協議し、支援対象者の状況を踏まえ、支援方法を決定するものとする。

## 6 事業内容

### (1) 学習支援

学校の勉強の復習、学習意欲向上への支援及び高校受験対策等の学習指導を、支援対象者の学習意欲、学習到達度等のレベルに応じて実施すること。

### (2) 生活支援

子どもの状況に応じた安心して通える場を提供し、日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談について親身に対応すること。

子どもの状況に応じた体験活動の機会を提供すること。

また、必要に応じて、福祉行政（県、町村）、教育行政（町村教育委員会、学校）、町村社会福祉協議会や特定非営利活動法人等の支援団体（以下、「支援団体」という。）等と情報共有・交換するとともに、支援対象者をこれらの機関や支援につなげ、具体的な支援を実施すること。

## 7 実施方法

### (1) 支援対象者の決定

4の要件を満たす支援対象者の中から、受託者への申し込みを完了した者

### (2) 実施場所

原則として、町村から無償提供された公的施設において、支援対象者を集合させ学習及び生活支援等を実施する。

### (3) 実施回数

- ① 県と受託者による契約の締結後、速やかに開始するものとし、実施回数は、年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月4日）及び祝祭日を除く、令和8年3月31日までの週1回の実施を原則とする。

また、受託者は、本事業に沿った学習及び生活支援の効果を高めることが期待できる内容を提案することができる。

- ② 受託者は、学習・生活支援を実施する日程及び時間帯について、(2)の実施場所と合わせ、実施町村と予め調整の上決定し、支援対象家庭に連絡すること。

### (4) 配置職員

本事業を実施するにあたり、受託者は次の職員を配置する。なお、①と②は要件を満たすことにより兼務を可能とする。

#### ① 事業責任者

本事業の責任者。

#### ② 事業調整管理者

本事業の実施において、県及び町村と連絡調整のできる責任者。ただし、山梨県内在住者を充てること。

### ③生活支援事業管理者

参加者からの生活支援・進路相談等の支援に対応ができ、県や町村、支援団体と連携した具体的な支援を行う調整役を担うことのできる者。参加者の状況を把握できるよう、実施中の各実施場所を巡回できる職員の配置を行うこと。

### ④事業実施担当者

各実施場所において、学習支援、生活支援、進路相談を実施する者。中学及び高校相当の学習内容を指導する能力があり、日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談に対応できる者とし、実施日において各町村に1名配置しなければならない。なお、各町村において実施する際の必要人員は、支援対象者25人に対して1名の配置を目安とし、予め県と協議の上、学習及び生活支援の効果を高めることが期待できる受託者の提案には、この配置人数を調整できるものとする。

## (5) 事務手続

- ①本事業の利用を希望する保護者は、学習支援利用申込書（別紙様式1）を受託者に提出する。
- ②受託者は、申込書に不備がなく参加に問題がないと判断した場合は、支援対象者とし、保護者に連絡をする。
- ③受託者は、上記②に基づき、学習支援利用者名簿（別紙様式2）を作成し、速やかに県に報告する。
- ④受託者は、利用開始前又は利用開始後において、必要に応じ保護者（支援対象者の同席も可）と面接を行い、本事業の目的、支援方法、支援対象者の学習目標の設定等、保護者へ十分な説明を行うこととする。
- ⑤学習支援の利用の中止を希望する保護者は、受託者に学習支援利用中止届（別紙様式3）を受託者に提出する。
- ⑥受託者は、中止に至る経緯を確認した上で⑤の中止を承認し、作成した学習支援利用者名簿（別紙様式2）に利用中止者の情報を追記し、速やかに県に報告する。
- ⑦受託者は、学習支援活動日誌（別紙様式4）を作成し保管行うとともに、その写しを県に提出をする。
- ⑧上記①～⑦の手続きにおいて使用する様式については、受託者の円滑な事業実施を促進するため、予め県の了解を得たうえで同等の様式の使用を可とする。

## (6) その他

- ①本事業に参加する支援対象者の参加費用は無料とする。ただし、支援対象者が実施場所に通う交通費やテキストを使用する場合の資料代は支援対象者

の自己負担とする。

②年1回以上、学習到達度や学習意欲度の確認、学習支援への希望等を把握するため、支援対象者に対して学習支援の時間内に個別面談を実施すること。

③年1回以上、委託事業の質の向上を図るため、支援対象者及びその保護者に対してアンケートを実施すること。

④事業において把握した支援対象者の状況や課題を共有するために、実施月（令和7年5月から令和8年2月）の翌月に1回以上、（4）の配置職員により打ち合わせを実施すること。

また、必要に応じて県および該当町村の職員を打ち合わせに参加させること。

## 8 委託業務実施に当たっての留意事項

### （1）個人情報の保護

受託者は、本事業を実施するうえで個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### （2）守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### （3）対象経費

#### ①対象経費の種類

対象経費は次のとおりとする。

報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金

②本業務を通じて、支援対象者が怪我をした場合又は受託者が損害賠償責任を負った場合等の補償に対する保険加入費用は対象とする。

③業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、予め県の許可を得た上、業務の一部を再委託できるものとする。

④対象経費の見積りや実績報告における積算の根拠となる内訳を示すことができるよう、常時経理上の書類の作成及び保管を行い、県の求めに応じ提示及び説明ができるようにすること。なお、県が求める積算の根拠を示すことができない場合は、対象経費として含めることができないものとする。

(4) 広報

事業対象地域において、支援対象者が本事業による支援を受けることができるよう、関係機関に対するチラシの配付による広報を適切に行うこと。

(5) 事業の報告

- ①受託者は、学習支援及び生活支援の当該月の支援対象者及び支援内容を、学習支援活動日誌（別紙様式4）の写し、学習支援実施状況報告書（別紙様式5）により、翌月10日までに県に提出すること。
- ②県は①で提出を受けた書類に不明点がある場合は、受託者に書面にて状況説明を求めることができる。その際、受託者は速やかに書面にて回答を提出しなければならない。

(6) 地域連携

受託者は、必要に応じて、福祉行政（県、町村）、教育行政（町村教育委員会、学校）、支援団体等と連携して事業を実施すること。特に、町村とは常に支援対象者の情報を共有し、適切な支援につなぐよう事業を実施すること。

(7) 関係機関との連携した支援対象者の世帯支援

受託者は、本事業を通じ、様々な困難を抱える子どもと保護者を把握した場合、県や町村担当課に報告・相談し、支援団体等と連携して支援を実施すること。

(8) 関係機関との調整

受託者は、県及び町村からの依頼により、本事業に関わる関係機関との会議等に参加すること。

(9) その他

県は、必要があると認めるときは、本仕様書に定める内容を変更することができる。この変更の内容については、県、受託者の協議のうえ、書面によりこれを定める。

【別紙】 令和7年度当初支援対象者見込数

|   | 町村名    | 積算上の支援対象者数 |
|---|--------|------------|
| 1 | 市川三郷町  | 13名程度      |
| 2 | 身延町    | 31名程度      |
| 3 | 南部町    | 5名程度       |
| 4 | 昭和町    | 9名程度       |
| 5 | 西桂町    | 12名程度      |
| 6 | 忍野村    | 11名程度      |
| 7 | 鳴沢村    | 3名程度       |
| 8 | 富士河口湖町 | 14名程度      |
| 計 | 8町村    | 98名程度      |

※注1

上記にない町村での希望者がある場合は、個別に希望者と協議して決定する。

※注2

積算上の支援対象者数は、各町村の生活保護受給世帯、気になる家庭、就学援助受給世帯の子どもの数を参考に、令和6年度の参加者数を踏まえ算出したものであり、実際の利用希望の申込予定者数ではない。